

## フロン類の排出抑制に関する配慮指針（廃止）

施行 平成 15 年 4 月 1 日

今日の環境問題は都市や生活に密着した問題から地球的な規模の問題まで拡大しており、事業者、市民などそれぞれの立場から、地球の温暖化ならびにオゾン層破壊の原因物質であるフロン類の適切な取り扱いや、回収・破壊処理を行うことにより排出の抑制に努めることが望ましい。このことから、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 146 条の規定により、フロン類の排出抑制に関する配慮指針を次のとおり定める。

## （製造業者に関する事項）

- 1 フロン類が冷媒及び断熱材として使用されている製品を製造する者は、次のようにフロン類の排出抑制のために配慮をしなければならない。
  - (1) 部品交換等のメンテナンスが容易であり、長期間の使用に耐える構造に努めること。
  - (2) 廃棄の際、解体しやすく、解体時にフロン類を漏らさず回収しやすい構造に努めること。

## （小売業者に関する事項）

- 2 フロン類が冷媒及び断熱材として使用されている製品を販売する者は、フロン類の排出抑制のために次のような配慮をしなければならない。
  - (1) 製品が前条のような環境配慮をうたっている場合は、その情報の積極的な提供に努めること。
  - (2) 製品の廃棄時の方法ならびに費用負担の説明をすること。

## （消費者に関する事項）

- 3 フロン類が冷媒及び断熱材として使用されている製品を使用する者は、フロン類の排出抑制のために次のような配慮をしなければならない。
  - (1) 製品をみだりに廃棄せず、メンテナンス等により長期間使用に努めること。
  - (2) 廃棄する際にはフロン類が適正に回収・破壊されるよう関係法令を遵守し、費用負担をすること。

## （フロン類を回収・破壊する事業者等に関する事項）

- 4 フロン類を回収・破壊する事業者は、冷媒および断熱材として使用されているフロン類の排出抑制のために次のような配慮をしなければならない。
  - (1) 家庭用エアコン、冷蔵庫の整備または解体時、フロン類の抜取り、運搬を行なう際に、大気中に漏れないよう配慮をすること。また、みだりに詰め替えを行なってはならない。
  - (2) セパレート型エアコンを取り外す際は、事前に冷媒フロンを室外側ユニットに集める作業を行なうこと。
  - (3) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 条）第 17 条に定める指定引取場所の管理者は、製品ごとにフロン類の回収量を記録し、保管し、市長に報告すること。